

第1回宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会 議事録

令和8年2月16日(月)午前10時00分
仙 労 働 基 準 監 督 署 会 議 室

出席者

公益代表

小幡委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、工藤委員

使用者代表

飯塚委員、笹崎委員、田中委員

補 佐 ただいまから、令和7年度第1回宮城地方労働審議会宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もあります。

はじめに、委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

熊谷委員が欠席のため、

公益代表委員 2名

家内労働者代表委員 3名

委託者代表委員 3名

以上 8名出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される第8条第1項の規定により、会議が成立しています。

専門部会委員は、資料1のとおりでございます。

宮城地方労働審議会委員以外の委員は、1月26日付けで宮城労働局長から宮城地方労働審議会臨時委員の発令を行い、その後、宮城地方労働審議会会長から同日付けで宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員の指名を行っています。

本日は、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進行します。

委員の方々と事務局を御紹介させていただきます。

賃金室長 賃金室長の堀内です。よろしくお願いいたします。
資料1の委員名簿により、各委員の皆様を御紹介いたします。

公益を代表する委員です。
小幡委員です。
桑原委員です。
桑原委員は、地方労働審議会の公益代表委員でもあります。

家内労働者を代表する委員ですが、
阿部委員です。
泉委員です。
工藤委員です。

委託者を代表する委員ですが、
飯塚委員です。
笹崎委員です。
田中委員です。

最後に、事務局の職員を、紹介いたします。
労働基準部長の川越です。
室長補佐の内海です。
賃金指導官の兼平です。
専門監督官の洞口です。
賃金調査員の伊藤です。

よろしくお願いいたします。

補 佐 議事の前に、労働基準部長の川越より、御挨拶を申し上げます。

基準部長 皆さんおはようございます。宮城労働局労働基準部長の川越でございます。委員の皆様方におかれましては年度末の大変お忙しい中、宮城地方労働審議会宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度最低工賃専門部会委員に御就任いただきましたこと重ねて御礼申し上げます。さて、令和7年12月18日に宮城労働局長から宮城地方労働審議会会長に対しまして宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正につ

いて諮問させていただき、専門部会で御審議いただくことになりました。本日はその第1回目として開催させていただいているところです。委員の皆様には御忙しい中、御面倒をおかけしますが、慎重かつ十分な御審議をお願いしたいと存じます。また、可能であれば早期結審につきましてもご配慮いただくようお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

補佐 議題(1)「部会長及び部会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 資料3の地方労働審議会令をご覧ください。

専門部会の部会長につきましては、審議会令第7条第4項により準用される第6条第4項の規定により、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから委員が選挙することになっています。

また、部会長代理は審議会令第6条第6項の規定が同様に第7条第4項により準用され、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が代理することになっています。

宮城の場合は、従前より公益委員の皆様で協議をいただいた結果をお諮りし、各委員から御承認をいただいております。本部会においても御承認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

協議の結果、部会長に桑原委員、部会長代理に小幡委員となりましたが御承認いただけますでしょうか。

(委員承認)

御承認いただきましたので、部会長を桑原委員、部会長代理を小幡委員をお願いしたいと思います。

補佐 それでは、部会長、部会長代理の両委員から、御挨拶をお願いいたします。

部会長 ただ今、部会長に選出されました桑原でございます。
部会長として、公正・公平な審議に努めて参ります。
皆様の御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長代理 部会長代理に選出されました小幡でございます。
部会長を補佐しまして、適切な審議が行われますよう努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 部会長が選出されましたので、これからの議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長 それでは議事を進行させていただきます。
議題（２）「宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会運営規程」について、事務局から説明をお願いします。

補佐 資料６を御覧ください。
宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。
運営規程（案）につきましては、最新の内容に倣いつつ、新たに廃止規定を設けたものでございますが、最低工賃専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうかお諮りいたします。

部会長 最低工賃専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様には何か御意見、御質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
御意見等はないようですので、案の通り運営規程を決定することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

部会長 ありがとうございました。続きまして、議題（３）「関係者からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

補佐 家内労働法第 11 条の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取等につきましては、1月8日（木）締切りで公示を行いました。意見の提出はございませんでしたので、報告いたします。
また、家内労働法第 23 条では、「審議に際し必要と認める場合

においては、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする」と規定されておりますが、本専門部会は、関係家内労働者及び関係委託者を代表する委員で構成されております。また、近年は品目や工程の追加や変更もないため、本専門部会委員以外の関係者の意見を聞かずに審議を行ってきたところでございます。

今回も、金額のみの審議でございますので、本専門部会委員以外の関係者の意見を聴く必要はないものと考えておりますが、この取扱いについて、御審議をお願いいたします。

部会長 ただ今、事務局から、意見聴取についての説明がありました。
この専門部会で、意見聴取にかかる御意見等はございますでしょうか。

（委員意見なし）

なければ、現時点では、関係者から意見の聴取は、行わないこととし、今後、審議が進む過程で必要な場合には、その都度、判断したいと思えます。

それでよろしいでしょうか。

（委員異議なし）

では、そのように決定させていただきます。

ここで、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正に係る審議の前に資料の説明を事務局からお願いいたします。

補佐 それでは、資料につきましてご説明いたします。

まず、資料2をご覧ください。今回の最低工賃改正諮問につきましては、男子服・婦人服製造業実態調査の結果、最低工賃を基準に工賃を決めている委託者が存在すること、また工賃額を長期間引き上げていない委託者が確認されたことなどから、令和7年12月18日に宮城労働局長より、宮城地方労働審議会長へ改正の諮問が行われました。

これを受け、本専門部会が設置されたものです。

資料3から先ほど承認いただいた資料6までにつきましては、最低工賃制度の根拠となる法令や規定をまとめたものです。

本日の審議の前提となる枠組みとしてご確認いただければと思います。

資料 7 は、地方労働審議会、家内労働部会、最低工賃専門部会の関係を整理したものでございます。

地方労働審議会の下に家内労働部会が置かれ、最低工賃の新設・改正計画を審議いただいております。

今回のように改正諮問があった場合には、最低工賃専門部会が金額審議を行う流れとなっております。

資料 8 につきましては、最低工賃が決定されるまでの手順となっております。

まず、第一に労働局長から諮問が成されます。これを受けまして、専門部会が設置されることとなります。

専門部会におきまして、金額審議が行われることとなります。

金額審議の結果、労働局長へ答申が成されることとなります。

答申されました後、異議申し立てに係る公示を行うこととなります。その後、官報公示を行い、30 日後に改正が施行されるということになります。

このような手続きで進んでまいります。

資料 9 ですが、男子服・婦人服製造業最低工賃は、平成 28 年度に審議され、平成 29 年に改正されました。

以降は改正が見送られてきました。

資料 10 は、宮城県の最低賃金の推移です。

平成 28 年の 748 円から、令和 7 年には 1,038 円まで 290 円、38.77%の引上げとなっております。

家内労働法第 13 条に、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定めることと規定されていますので、審議にあたりましては、この最低賃金の引き上げ幅も参考にいただければと思います。

資料 11 は、平成 8 年から平成 28 年までの工賃の引上げの推移です。

工賃の引上げ率は最低賃金の引上げ率と概ね連動しており、前回は最低賃金 7.47%上昇に対し、工賃は 7.9%の引上げとなりました。

参考として、現行の各工程の最低工賃額に前回改正から令和 7 年

までの最低賃金引上げ率 38.77%を掛けた場合の数値も掲載しています。

続いて資料 12 です。1 ページの第 1 図のとおり、宮城県の家内労働は減少傾向にあり、平成 28 年の 1,202 人から、令和 7 年には 848 人まで減少しています。

また、第 2 図のとおり、家内労働者の 91.5%が女性であり、2 ページの第 1 表の類型別では内職が 832 人となっており、主に家庭の主婦の方が従事しています。

3 ページの第 3 図のとおり、業種別では衣類・繊維関連と電気機器関連で約 6 割を占めています。

資料 13 は、今年度の男子服・婦人服製造業の家内労働実態調査結果でございます。

3 ページの 2 をご覧ください。調査対象は令和 7 年概況調査により把握した最低工賃の適用がある工程を委託している 7 の委託者に対して通信調査を実施し回答を得ました。

また、1 つの委託者あたり 2 人の家内労働者に通信調査を実施し 13 人の家内労働者から回答をいただきました。

次の 4 ページの表の右下をご覧ください。令和 7 年の調査では、委託者が 7 社、これらの委託者が委託する家内労働者が合計で 40 人となっています。

6 ページの第 5 表年齢別家内労働者数を見ますと、60 歳以上が 32 人、50 歳から 60 歳未満が 2 人と 40 人のうち 34 人と 85%を占め、高齢化が進んでいます。また、第 6 表の経験年数を見ますと 10 年以上が 26 人、約 65%を占めています。さらに、第 7 表の 1 か月の工賃額別家内労働者を見ますと、1 万円以上から 2 万円未満が 11 人、2 万円から 3 万円未満が 10 人と、少額の工賃を得ている方が半数を占めています。

7 ページの第 9 表をご覧ください。過去 2 年間の家内労働業務量について増えたと答えた委託者は 0 者であり、変わらないと答えた委託者が 4 社、減ったと答えた委託者が 3 社でした。減った理由については、第 10 表には人材不足とその他の理由となっています。

10 ページの第 22 表をご覧ください。工賃の決定要素について複数回答を求めたところ、世間相場が 5、最低工賃が 2 となっています。その下の第 23 表は令和 4 年から令和 7 年までの 4 年間における工賃の改定状況について、引き上げが 2 の委託者にとどまり、残りの 5 の委託者は据え置いています。その下の第 24 表は、工賃

を改定しなかった5の委託者に今後の見通しを尋ねたところ、改定を考えているが3社、残りは考えていないと回答しています。

11ページから17ページには、回答票を集計して工賃の分布表として取りまとめました。この表の見方でございますが、11ページは空欄となっています。空欄は委託がなかったことを表しているものです。そして、12ページの2行目は「腰裏後端まつり」で、その右の「11円」は最低工賃額となり、さらに右の「1」は委託者の数で、さらに右の「11円」が委託している工賃の平均額となり、さらに右の「6」が「11円」とは家内労働者6人に対して11円の工賃を支払っていることとなります。

男子服に続いて、婦人服となっていますので同様にご覧ください。男子服も婦人服も「空欄」となっている委託されていない工程が散見されます。

18ページ以降が、今回の実態調査で委託者1社につき家内労働者を2人選んでもらい委託者から家内労働者に調査票をお渡ししていただき、回収した回答票を取りまとめたものでございます。第33表は、平均年齢で70.5歳と前回改定時の調査の66.1歳からさらに高齢化が進んでおります。

第37表は、家内労働者の平均労働年数と平均工賃額です。男子服の家内労働者は、9月の工賃額が26,000円であり、9月の労働日数が23.5日、1日の平均労働時間が7.8時間とすると、時間額換算で142円ほどになります。

また、婦人服の家内労働者は、9月の工賃額が26,894円であり、9月の労働日数が20.2日、1日の平均労働時間が4.9時間とすると、時間額換算で272円ほどになります。ここで注意していただきたい点は、宮城県最低賃金額の1,038円よりもかなり低い工賃額ですが、最低賃金は労働という時間額で決められているのに対し、最低工賃は製品の単位で決められています。本来換算する場合には、標準的な時間を決め、また、製品の品質、家内労働者の技能、熟練度、標準能率、原価償却費の要素、さらに、供給条件を考慮としなければなりません。資料では、こうした条件を示すことは困難であるため、この時間額換算は一つの試算ということでご理解いただければと思います。

19ページの第39表は工賃の決定方法ですが、全員が、委託者が決めると回答しています。第43表は最低工賃の周知状況ですが、13人中5人の方は知っていましたが、6人の方は知らないと回答していました。

20ページから23ページまでには、令和5年10月の前回調査

と令和7年10月の今回調査を比較しています。

この表の見方ですが、20ページの男子服ズボンに「腰裏後端まつり」がございます。①の現行最低工賃は、11円であります。②の平均額は「0円」で、前回調査では委託されていなかったという意味でございます。③の平均額は「11円」で委託されているということで、右端から2列目に「現行最低工賃比」は、11円を11円で割り100%であり、現行最低工賃額との差はないということになります。また、右列の対前回は令和5年の前回調査で委託されていなかったため「0.0%」となります。他の工程につきましても同様に見ていきます。

資料14では、外衣・シャツ製造業の事業所と従業員数が長期的に大きく減少していることを示しています。

資料15では繊維工業の出荷額と付加価値額が減少傾向にあること、資料16から19は物価指数、パート賃金、鋳工業生産指数、県内経済情勢など、参考資料として取りまとめたものでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。

資料あるいは、ただ今の説明について、質問等はございますでしょうか。

委員 (質疑等なし)

部会長 よろしいでしょうか。それでは次に移ります。次の議題(4)「金額審議に当たっての家内労働者および委託者の基本的な主張」に入る前に、家内労働者側、委託者側それぞれで打合せが必要であれば、一旦休会をしたいと思います。如何でしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは一旦ここで休会いたします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開します。議題(4)「金額審議に当たっての家内労働者および委託者の基本的な主張」について、金額審議に

当たっての労使の基本的な姿勢やお考えをお聴きしたいと思います。
まず、家内労働者代表委員からお願いします。

阿部委員 では、私のほうから基本的な考え方について発言させていただきます。まず家内労働法におきましては、一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の向上、生活の安定を図ることを目的として制定されたものと認識をしております。

日本におきましては、各メーカーなどから原材料等の提供を受けて個人又は同居の家族等と物品の製造又は加工を行う家内労働者については今現在減少傾向にはありますが、製造業を下支えする重要な役割を担っていると思っております。事務局の説明にもございましたが、平成 29 年 5 月の工賃改定から、宮城県最低賃金については、290 円、38.77%引き上げられていることを踏まえ、最低工賃の引上げも必要と判断しております。なお、家内労働法の 13 条におきまして、「最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。」と規定されていることから、宮城県内の最低賃金の上昇を十分に考慮した引上げ額とすべきと認識しております。近年は委託事業者や家内労働者その他産業の状況などを鑑み、改正を見送ってございましたが、昨今の急激な物価上昇から働く者、とりわけ低廉な賃金で働く労働者の生活に非常に大きな影響を及ぼしております。資料にもありましたとおり、仙台市における消費者物価指数については全国平均を上回り、全国の主要都市の中でも最も高くなっております。とりわけ、基礎的支出項目などの伸びが顕著であることも考慮する必要があります。こうした生活必需品などの切り詰めることができない支出項目の上昇については低廉な賃金で働く者の生活を圧迫しております。また、連合総研で調査をした結果でございますと、勤労者短観におきましては世帯年収が低い層ほど現在の暮らし向きが悪化していると評価しております。令和 7 年度の最低賃金についても、そのような背景も踏まえられて審議が行われたものと認識しております。今後、具体的な引き上げ額につきましては事務局で作成いただいた資料を基に委託者側委員の皆様と真摯な議論を尽くして決定してまいりたいと思っております。以上でございます。

部会長 はい、ありがとうございました。次に委託者代表委員の方からお願いいたします。

笹崎委員　それでは私の方から委託者側の基本的な認識をご説明させていただきます。基本的な考え方は今ほどご説明がありました労働者側と認識は同じでございます。説明がございましたが平成 28 年から改定がされていないということで、この間、宮城県の最低賃金の引上げ率が、38.7%ということで 40%近く上昇しているということになっております。家内労働法でも先ほどお話がありましたが、最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないという法律がありますし、加えて最近の物価上昇を踏まえやすとしかるべき金額に引き上げる必要があるだろうと委託者側としても認識しております。具体的な金額について議論をして決めていきたいと思っております。以上です。

部会長　ありがとうございました。ただいま表明された最低工賃の検討に当たって留意すべき基本的な考え方や配布された各種資料も踏まえて議題（5）「金額審議」に入りたいと思います。

家内労働者側、委託者側、それぞれから、現在の工賃に対するプラス・マイナスの額及び引上げ後の額並びにその額とする根拠を提示いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

最初に家内労働者側から具体的な金額などについて説明をお願いいたします。

阿部委員　私の方から金額の提示をさせていただきます。男子服・婦人服製造業につきましては、品目、工程の方が多岐にわたっておりますので、金額を示した資料を委員限りということで、公益代表委員、委託者代表委員、事務局の方にお配りいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。こちらの資料につきましては男子服と婦人服でページを分けさせていただいております。基本的な考え方につきましては、現行の金額に対しまして、前回改定からの宮城県最低賃金の引上げ率、38.77%を掛けた金額となっております。資料につきましては一番右端のオレンジのところ、引上げ後の金額ということで、男子服でいきますと一番上から 42 円から始まりまして、一番最後、ズボンの糸くず取りで 41 円、婦人服でいきますとワンピースの見返し端まつり、こちらが 19 円から始まりまして、最後、スラックスの 3 段前かん 28 円ということで、全工程におきまして 38.77%の引上げで、端数については切り上げということですべて計算しているところでございます。労働側としては以上でございます。

部会長 ありがとうございます。次に委託者側から具体的な金額などについて、説明をお願いいたします。

笹崎委員 委託者側も委員限りの資料をお配りいたします。基本的な考え方は労働者側と一緒にございます。前回改定からの最低賃金の引上げ率、38.77%を現在の最低工賃に掛けまして、円未満は切り上げということで男子服、裏面が婦人服ということで、それぞれ記載のとおり金額提示をさせていただきます。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。資料について少々確認のお時間を頂戴したいと思います。お待ちいただければと思います。

部会長 はい、双方からご提示いただいた資料を突き合せまして、金額が一致していることを確かに確認いたしました。審議を重ねていただきまして、本日労使合意となりましたので、改めて確認をいたします。現行宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正部分について読み上げをお願いいたします。

指導官 それでは読み上げさせていただきます。
まず男子服でございます。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1枚 (10センチメートル) につき 42 円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上	1枚 (17センチメートル×2) につき 52 円
	そで付け裏まつり		1枚 (60センチメートル×2) につき 175 円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1枚 (30センチメートル×2) につき 59 円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	1枚 (70センチメートル×2) につき 118 円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚 (45センチメートル×2) につき 81 円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上	1枚 (32センチメートル×2) につき 92 円
	背裏鎖止め	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき

	(鎖止め)	ル	21 円	
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1枚 (10センチメートル) につき 23 円	
	背すそまつり		1枚 (20センチメートル×2) につき 74 円	
	糸くず取り		1枚につき 50 円	
ズボン	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 64 円	
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上	1本につき 16 円	
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1本につき 16 円	
	天ぐ裏まつり		1本につき 16 円	
	シックまつり		1本につき 45 円	
	小またちどり		1本につき 25 円	
	内またちどり		1本につき 35 円	
	ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 17 円
	糸くず取り			1本につき 41 円

次に婦人服についてです。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1カ所につき 19 円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	10センチメートルにつき 17 円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 23 円
		1センチメートル未満型	1組につき 24 円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 31 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 14 円
	鎖糸ループ付け		1カ所につき 20 円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1カ所につき 13 円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	10センチメートルにつき 41 円
	肩パット付け		1組につき 50 円
糸くず取り		1枚につき 42 円	
ブレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1カ所につき 23 円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上	10センチメートルにつき 48 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 16 円
20ミリメートル以上、4つ穴、		1個につき	

		糸足つき根巻4回以上	19 円
	力ボタン付きボタン 付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 19 円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 21 円
	ベント止め	×印しつけ止め	1カ所につき 14 円
	肩パット付け		1組につき 49 円
	糸くず取り		1枚につき 38 円
コート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1カ所につき 19 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 23 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 16 円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 17 円
	力ボタン付きボタン 付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 20 円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 21 円
	ベント止め	×印しつけ止め	1カ所につき 13 円
	ブリーツしつけ		1カ所につき 13 円
	肩パット付け		1組につき 46 円
糸くず取り		1枚につき 37 円	

スカート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1カ所につき 16 円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 23 円
		1センチメートル未満型	1組につき 24 円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 31 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 14 円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 16 円
	鎖糸ループ付け		1カ所につき 20 円
	ベント止め	×印しつけ止め	1カ所につき 13 円
	ブリーツしつけ		1カ所につき 12 円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上	20センチメートルにつき 45 円
	糸くず取り		1枚につき 31 円
3段前かん		1組につき 31 円	
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 23 円
		1センチメートル未満型	1組につき 25 円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 31 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 16 円
20ミリメートル以上、4つ穴、		1個につき	

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和8年2月16日第1回専門部会を開催し、慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 桑原 真弓
部会長代理 小幡 佳緒里
熊谷 真宏

家内労働者代表委員

阿部 祥大
泉 利雄
工藤 翼

委託者代表委員

飯塚 正行
笹崎 直也
田中 健朗

別紙

- 1 最低工賃を適用する家内労働者
宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 最低工賃を適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目、工程、規格、金額につきましては、先ほど確認させていただきましたとおりとなりますので、割愛させていただきます。

(2) 婦人服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目、工程、規格、金額につきましては、先ほど確認させていただきましたとおりとなりますので、割愛させていただきます。

4 効力発生の日

法定どおり

以上となります。

部会長 　ただ今の報告書（案）について、ご意見などはございますでしょうか。

委員 　（意見等になし）

部会長 　よろしいでしょうか。特に無いようですので、これをもって本審議会長への報告とさせていただきます。

ただ今の報告書については、「宮城地方労働審議会運営規程」第10条第1項の「部会長が委員である部会がその所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする」に該当しますので、これらの内容は本審議会の議決となります。

このため、専門部会の結果を審議会の答申として扱うことといたします。

ここで、答申文の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備をお願いいたします。

～(休会)～

部 会 長 それでは再開いたします。
 事務局から答申文（案）を各委員にお配りし、読み上げをお願い
 します。

補 佐 それでは読み上げさせていただきます。

（案）

令和8年2月16日

宮 城 労 働 局 長
 松瀬 貴裕 殿

宮 城 地 方 労 働 審 議 会
 会 長 砂 金 直 美

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（答
申）

本審議会は、令和7年12月18日付け宮労発基1218第1号を
もって諮問のあった標記について、令和8年2月16日専門部会を
設け慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので報
告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、下記のとおりであ
る。

記

公益代表委員

部 会 長 桑原 真弓
部会長代理 小幡 佳緒里
熊谷 真宏

家内労働者代表委員

阿部 祥大
泉 利雄
工藤 翼

委託者代表委員

飯塚 正行
笹崎 直也
田中 健朗

なお、別紙につきましては、先ほど報告書案で確認させていただきましたとおりですので割愛させていただきます。

部 会 長 ただ今の答申文（案）について、ご意見などはございますでしょうか。

部 会 長 それでは、ただ今の答申文（案）の内容で、答申してよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 ありがとうございました。異議なしということでしたので、答申いたします。

（部会長から労働基準部長に答申分を手交）

基準部長 ただいま宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃について、改正の答申をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様方におかれましてはお忙しい中それぞれの立場から最低工賃の改正に関し、真摯かつ熱心にご審議いただきましたこと心より感謝申し上げます。また、その結果として、全会一致で結審いただきましたこと

に対して重ねて厚く御礼を申し上げます。事務局といたしましてはこの金額を基に発効に向けまして迅速かつ適正に事務手続を進めてまいります。また、最低工賃の周知と履行確保につきましても万全の措置を講じてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

部会長 その他、事務局の方では何かございますでしょうか。

賃金室長 ございません。先ほど基準部長が申し上げましたとおり、最低工賃額の発効に向け、必要な手続を進めてまいります。

部会長 その他、各委員の皆様の方からは何かございますでしょうか。

委員 (意見等なし)

部会長 よろしいですか。それでは、これで審議の一切を終了いたします。円滑な審議にご協力をいただき大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。

(閉会)